

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年4月10日

広島市長

提出者

住所 広島市中区本川町1-4-3

氏名 広島記念病院

病院長 宮本 勝也

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-292-1271

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院
事業場の所在地	広島市中区本川町1-4-3
計画期間	2025/4/1～2026/3/31

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	200
③従業員数	308
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物は外来、病棟、手術室、検査室、薬剤科と各部署ごとに専用容器(200、500)に破棄し保管している。 2. 容器は清掃委託業務が定時回収し、感染性廃棄物倉庫にて保管する。 3. 毎週火曜、金曜に運搬委託業者にて回収し、処分場へ運搬している。

別紙4

(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

現状：前年度（2024年度）実績量
 計画：今年度（2025年度）計画量

単位：トン/年

単位：トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	1.3	1.2									1.3	1.2	1.3	1.2						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	175	170									175	170	175	170						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉛さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
合計	176.3	171.2	0	0	0	0	0	0	0	0	176.3	171.2	176.3	171.2	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

提出済み書類参照

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	感染性廃棄物容器への一般ごみ混入の注意喚起
②計画 (今後実施する予定の取組)	注意喚起の継続 張り紙での意識向上

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	業務改善等で病棟職員への注意喚起
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	看護部と検討中

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	
②計画 (今後実施する予定の取組)	

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>電子マニフェスト使用にて数量把握</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>検討中</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>176.3 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	

1. 広島記念病院 院内廃棄物管理規定

1. 【目的】

本規定は、医療機関から排出される廃棄物を適正に取り扱い処理すること、廃棄物による事故防止、地球環境保全、公衆衛生の向上、地域における安全且つ安心な生活環境保全と院内の医療従事者、非医療従事者の安全で快適な医療環境の創造を目的として定める。

2. 【用語の定義】

病院より排出される廃棄物は、大別すると、一般廃棄物と産業廃棄物（医療廃棄物）とに分類される。

- 1) 「廃棄物」とは（法第 2 条第 1 項）不要物のことであり、一般廃棄物と産業廃棄物とに分けられる。
- 2) 「産業廃棄物」とは（法第 2 条第 4 項・第 5 項）事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律、政令で定めるものをいい、医療機関から排出される物は次のものが該当する。
 - ① 廃油
 - ② 廃酸
 - ③ 廃アルカリ
 - ④ 廃プラスチック
 - ⑤ ガラスおよび陶磁器
 - ⑥ 金属
 - ⑦ ゴム
- 3) 「一般廃棄物」とは産業廃棄物以外のものをいい、次のものが該当する。
 - ① 紙類
 - ② 厨芥
 - ③ 繊維
 - ④ 木
 - ⑤ 皮革類
- 4) 「特別管理産業廃棄物」および「特別管理一般廃棄物」とは産業廃棄物および一般廃棄物の中で爆発性、毒性、感染性そのほか人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもので、感染性廃棄物はここに含まれる。
- 5) 「リサイクルゴミ」とは焼却、埋め立て等の処分を行わず、再生利用を行うことが可能な物をいう。

3. 【施設内での管理体制】

1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

管理責任者は施設内における感染事故等を防止し、感染性廃棄物を適性に処理するために関係者への通知、処理状況、マニフェストの確認、緊急時の対応を行なう。特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物責任者に関する講習の修了者または医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師の資格が必要である。必要に応じて廃棄物管理委員会等を設置することも考慮する。

2) 処理計画書等の作成

処理計画と管理規程を作成し、感染性廃棄物の排出・分別・梱包・中間処理等について実施細目を作成し、職員に周知徹底する。

処理計画には、次の事項が必要とされる。

- (1) 発生状況と分別方法
- (2) 施設内の収集運搬方法
- (3) 滅菌・消毒等の方法
- (4) 梱包・保管方法
- (5) 収集・運搬業者および処分業者の許可書の写し、契約書の写し
- (6) 緊急時の関係者への連絡体制

また、感染性廃棄物に関する規定、実施細目を作成し、文書として配布し関係者への周知徹底を図る。管理指定は施設内での感染性廃棄物の具体的な取扱方法、廃棄物の種類に応じた取扱上の注意などを記載する。

3) 【処理計画】

- (1) 感染性の廃棄物は他の廃棄物と分別して排出するものとする。
- (2) 感染性廃棄物、発生時点即ち物品が廃棄物となる時点で一般廃棄物の処理経路から分けるものとし、発生時点とは診療関連部門をいう。
- (3) 発生時点で感染性廃棄物を確認し区分する。
- (4) 分別の最も適した人は、その感染性廃棄物を排出した人である。
- (5) 感染性の物品が廃棄物と化したら、廃棄した人がその感染性廃棄物を一般廃棄物の処理経路から分別し、専用容器に入れなければならない。

詳細は別表①参照

4) 院内収集：運搬

当院指定のビニール袋、耐貫通性のある容器で行なう。収集・運搬は手袋を着用し途中の破損防止には十分注意する。

5) 梱包

感染性廃棄物の梱包は次の通りとする。

注射針、メス、検査後の血液等は当院指定の耐貫通性のある容器を使用する。

固形状の物はビニール袋に密閉し廃棄する。

6) 保管

- (1) 感染性廃棄物の保管は極力短時間とする。
- (2) 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入らないように配慮する。駐輪場横、施錠管理する。(専用倉庫)
- (3) 感染性廃棄物の所在を表示する「バイオハザードマーク」を記載する。
- (4) 一般廃棄物は地下スロープ専用倉庫に保管する。
- (5) 産業廃棄物は地下スロープ専用倉庫に保管する。

7) 廃棄

- (1) 一般、産業、感染性廃棄物の処理については、専門業者に委託する。
- (2) その際収集運搬、中間処理、最終処分業者のルート把握と搬出時の監視を行う。(マニフェストの提出を義務付ける)
- (3) 公害物質(廃酸、廃アルカリ、シアン)等は専門処理業者に委託する(マニフェストの提出を義務付ける)
- (4) 冷蔵庫、テレビ、クーラー、洗濯機はリサイクル法により業者引き取りにする。

8) 確認

- (1) 年 1 回中間処理業者と最終処分業者の現地を訪ねて適正に処理されていることを確認する。
- (2) 在宅医療で発生した注射針等鋭利な物は、病院持参し、病院の廃棄物として処理をする。
- (3) 処理状況の把握
 - ① 施設内での分別・移動・保管等の状況を把握する。
 - ② 委託する場合は、マニフェストから把握する。
 - ③ 処理に関する帳簿を作成し 10 年間保存する。
 - ④ 処理業者がその職員に対し、感染性廃棄物の取り扱いに関する教育をしているかを確認する。

4. 【施設内での取り扱いと処理】

(取り扱い)

1) 分別

各自治体ならびに民間処理場の受け入れ状況を確認し、「2. 用語の定義」でふれた法律、政令の分類を遵守しながら分別表を作成し、関係者への周知徹底を図ることが大切である。

2) 移動

移動の途中で内容物が飛散、流出する恐れのない容器で行う。

3) 梱包

(1) 感染性廃棄物の収集または運搬を行う場合は、あらかじめ「密封できるもの、収納しやすい損傷しにくい」容器を使用すること。

(2) 感染性廃棄物を収納した容器にはバイオハザードマークをつける。

一般的に、バイオハザードマークは赤色、橙色、黄色があり、

赤色 液状または泥状のもの（血液等）

橙色 固形状のもの（血液が付着したガーゼ等）

黄色 鋭利なもの（注射針、メスなど）

と環境省令で定められている。

4) 保管

(1) 感染性廃棄物の保管は極力短期間とする。

(2) 保管場所は、関係者以外は立ち入れないように施錠する等の配慮をし、他の廃棄物の保管場所と区別する。また動物、昆虫など侵入を防ぐ対策も必要である。

(3) 感染性廃棄物保管場所には縦横それぞれ 60cm 以上の掲示板を設置し、感染性廃棄物の保管場所であること、特別管理産業廃棄物管理責任者氏名、禁止事項、連絡先等を表示する。

(4) 施設内処理

施設内で感染性廃棄物を処理する場合には、環境大臣が定める次の方法がある。

① 焼却設備を用いて十分に焼却する方法

② 熔融設備を用いて十分に熔融する方法

③ 高圧蒸気滅菌装置または乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法

④ 肝炎ウイルスに有効な薬剤または伝染病予防法等に基づき消毒する方法

⑤ 15 分以上煮沸する。

（注）施設内で処理する場合には各都道府県の条例に注意する。

5. （処理）外部委託

1) 感染性廃棄物処理の外部委託は、特別管理産業廃棄物の収集・運搬、処分業の許可を持つ業者に委託する。業者を選定するときは次のことに注意する。

(1) 業の区分

(2) 取りあつかう事ができる廃棄物の種類

(3) 許可の条件および期限

- (4) 処理施設の種類および処理能力
 - (5) 取り扱い実績
 - (6) 会社の経理内容
 - (7) 行政指導・処分の有無
 - (8) 損害賠償保険への加入を確認
- 2) 業者を選定したら収集・運搬との処分の委託契約を別々に許可業者と直接締結しなくてはならない。

契約時には次の事項が記載されているか、また各処理業者の許可証の写しが添付されているかを確認する。契約書は 10 年間保存する。

- (1) 委託する感染性廃棄物の種類と量
 - (2) 運搬先所在地、処分先所在地、処分方法、施設の処理能力
 - (3) 最終処分場所所在地、最終処分方法、施設の処理能力
 - (4) 委託契約の有効期限
 - (5) 委託者が受託者に支払う料金
 - (6) 産業廃棄物処理業許可に係る事業の範囲
 - (7) 積み替え保管を行う場合は、その所在地、保管できる産業廃棄物の種類および保管量の上限（1 日当たりの平均搬出量の 7 日分）
 - (8) 適正処理に必要な情報
 - (9) 委託業務終了時の委託者からの報告
 - (10) 委託契約解除した場合の未処理廃棄物の取り扱い
- 3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- (1) 排出事業者は感染性廃棄物を処理業者に引き渡す際に廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法等を記載したマニフェストを交付する。
 - (2) 処理業者から返送されるマニフェスト伝票により指示通り適正に最後まで処理されるかを確認する。
 - (3) 公布の日から 60 日以内に写しの送付を受けないときは委託業者に確認し、それでも送付を受けない場合は監督官庁に報告しなければならない（ただし最終処分の場合は 180 日）
 - (4) 処理業者から返送されたマニフェストは 10 年間保存しなければならない。
排出事業者の責任として中間処理施設、最終処分施設へは実際に現場を訪れ、実態を把握しておく必要がある。

【緊急連絡先】

		業者名	電話 (所在地)
産業廃棄物	運搬受託者	(株)センタークリーナー	082-254-0003 広島市南区出島 1 丁目 20-3
	処分受託者	(株)カンサイ	082-941-1641 広島市佐伯区五日市町石内 460
感染性廃棄物	運搬受託者	将英運送株式会社	082-283-5666 広島県安芸郡府中町浜田 3 丁目 5-8
	最終処分	将英運送株式会社 (リサイクルセンター)	082-894-1579 広島県広島市安芸区上瀬野町字讃岐田 (処分場)
機密書類	運搬受託者	(株)センタークリーナー	082-254-0003 広島市南区出島 1 丁目 20-3
	処分受託者	(株)本田春荘商店	082-849-0113 広島市安佐南区伴南 2 丁目 4-24
	最終処分	愛媛パルプ協同組合 他	0896-58-5286 愛媛県四国中央市川之江町 415 番地-1
廃油(検査廃液) 廃酸(ホルマリン廃液)	運搬受託者	(株)金泉化学工業所	082-255-3318 広島市南区宇品西 1 丁目 3-34
	処分受託者	(株)山陽レック	082-818-8002 安佐北区大林町 6 番
廃油(グリストラップ)	処分受託者	(株)ユイマール	082-289-4970 広島市東区山根町 8 番 25 号
臓器処理	処分受託者	(株)ユイマール	082-289-4970 広島市東区山根町 8 番 25 号

別表①

廃棄物分別と回収場所

1. 一般廃棄物

発生源分別品目	出し方	回収場所
1. 可燃ごみ ① 生ごみ、残飯、茶かす など ② 再生のきかない紙(チリ紙、紙コップ) ③ その他(木、割り箸等) *可燃ごみ:紙、包装紙など一部のもの	半透明の指定袋 広島市事業ごみ袋 可燃ごみ用(70L) " (30L) ビニール袋	地下スロープ (写真①) 可燃ごみ専用集積所 (写真②③) 地下 1F 集積所
2. 不燃ごみ ① プラスチック類 包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器 ② 陶磁器類 茶碗、皿など	透明の指定袋 広島市事業ごみ袋 不燃ごみ用(90L)	地下スロープ 不燃ごみ専用集積所 (写真②)
3. 資源ごみ ① 紙類(ダンボール、新聞、雑誌) ② 金属類 ③ ガラス・ビン類	種類ごとに分別し、 ヒモでしばる・ビニール袋に入れる	地下スロープ

2. 機密書類

発生源分別品目	出し方	回収場所
機密書類	院内清掃業者委託	専用保管庫 (終日施錠) (写真①)

3. 産業廃棄物(医療廃棄物)

発生源分別品目	出し方	回収場所
1. プラスチック類 <粉砕機にかけるもの>写真⑤ ① 輸液プラバック ② 蓋をはずした消毒液容器(ミルクポン、テゴー、イソジン、ステリクロン、テキサント、ラビジェル、アルロイド、1L 蒸留水、酸素療法の蒸留水容器、綿球の容器)	透明ビニール袋 (70L) 地下 1F にて粉砕機 にかけた後、透明ビ ニール袋使用	地下スロープ 不燃ごみ専用集積所 一時保管
2. プラスチック類 <粉砕機にかけないもの> ビニール類(針・チューブの外装)、 消毒液の蓋、撮子・ガーゼの外袋、 NaCl・生食などのプラ容器、ナースシ ューズ、発泡スチロール	透明ビニール袋 (70L)	地下スロープ 不燃ごみ専用集積所

3. 缶・びん類 アルミ箱、スプレー缶、加湿器、使い捨てカイロ、ガラスボトル、輸液バックの口金	透明ビニール袋 (70L)	(写真④)
4. 有害物 電池類、体温計、血圧計等	透明ビニール袋 家電メーカー回収	地下スロープ
5. 紙オムツ (感染症のない場合)	透明ビニール	地下スロープ
6. 蛍光灯、電球類	販売業者回収	地下機械室入り口

4. 感染性廃棄物

発生源分別品目	出し方	回収場所
1. 血液・体液・血清製剤 2. 血液・体液が付着した医療材料 例) 経腸栄養セット、尿道留置カテーテル、排液バック、ネラトン、吸引チューブ、輸液・輸血セット、三方活栓、中心静脈カテーテル、輸血回路、注射器、ガーゼ類、手袋など 3. 鋭利な物 例) アンブル、注射針、メス 4. 紙オムツ (感染症のある場合) 5. プロポフォルなどのガラスびん製剤など	プラスチック容器 黄色ハザードマーク付 (20L、50L) 容器に直接投入する	1階専用倉庫 (終日施錠) (写真⑥)
6. ホルマリン固定臓器	ビニール袋	病理検査室に保管 処分業者が直接回収

<当院での廃棄物集積場所>地下スロープにあり

写真① 地下スロープ ごみ保管場所



写真② 機密書類、不燃ゴミ、可燃ゴミ、段ボール一時保管場所

(ここに集められたごみは委託業者により選別して専用のごみ袋に入れ専用容器に入れる)

不燃ごみ、ダンボール一時保管場所



可燃ごみ一時保管場所

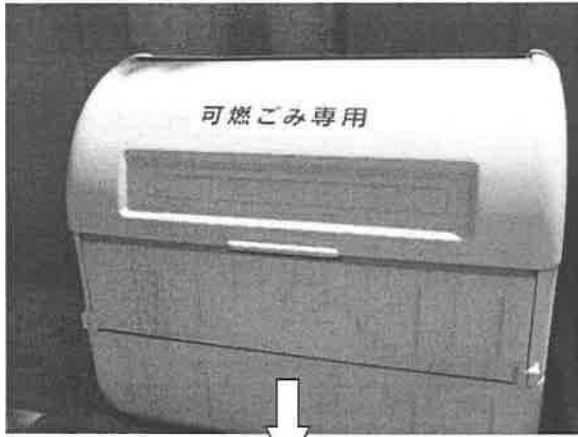


紙類等一時保管場所 (地下1階 機械室)



燃えるごみ (月・水・金) 業者回収

写真③ 可燃ごみ専用



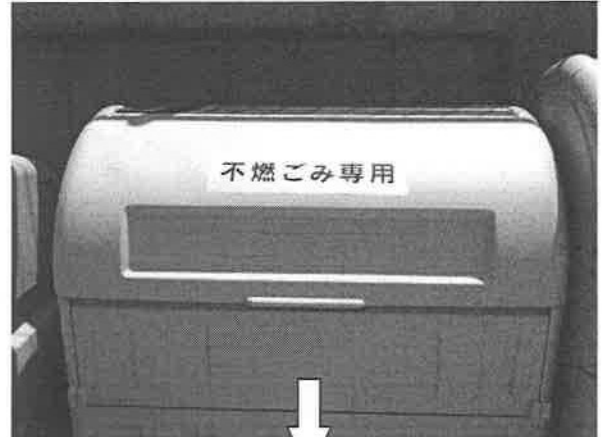
広島市事業ごみ指定袋
可燃ごみ用 (30L、70L)



広島市事業ごみ指定袋
可燃ごみ用 (70L)



写真④ 不燃ごみ専用



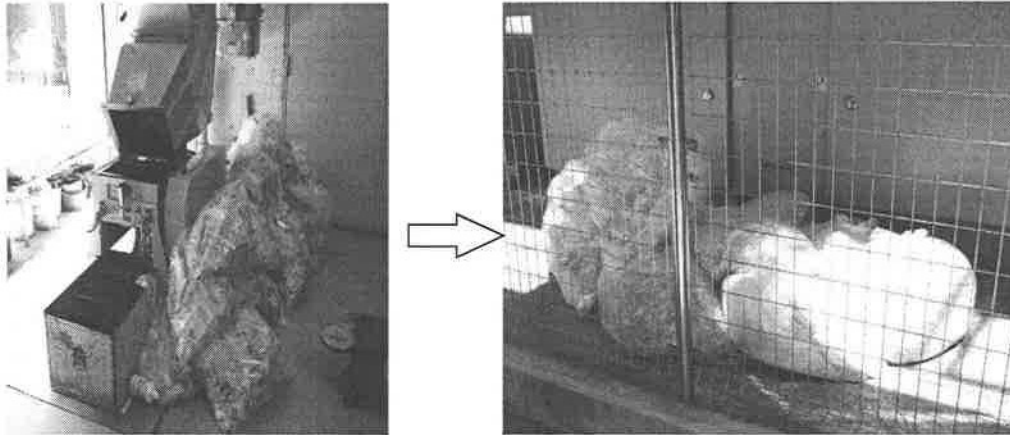
広島市事業ごみ指定袋
不燃ごみ用 (90L)



不燃ごみ専用(缶・ビン・ペットボトル専用)



写真⑤ 粉砕機（地下 1 階 機械室）で輸液プラバック等を粉砕する。



粉砕機に掛けた物（地下スロープ降りた所）一時保管

写真⑥ 感染性廃棄物保管場所（1 階北口 駐輪場横）

縦横 60cm 以上の掲示板を設置し、感染性廃棄物の保管場所であること、特別管理産業廃棄物管理責任者氏名、禁止事項、連絡先等記載している。



別表②

<院内での具体的な分別方法>

【産業廃棄物 燃えないゴミ】

輸液セット・注射器などの外袋、生食 20ml・NaCl などのプラスチック薬液・薬液の蓋

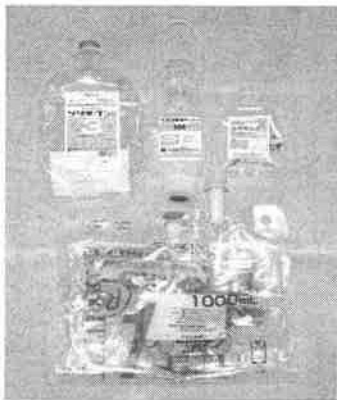


ガーゼ類の外袋ビニール（紙側は燃えるゴミ）



【粉砕器処理されるもの】

輸液プラバック（中身は廃棄）



蓋は外して燃えないゴミへ





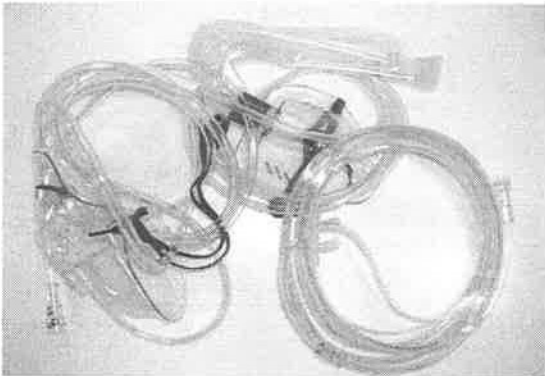
金属がついている場合は、缶・びん類の産業廃棄物へ廃棄する。

【感染性廃棄物】

針・注射器・輸液セット・手袋・バイアル・アンプル製剤、血液製剤など



酸素チューブ類・湿性生体物質がついているもの



ネームバンド 瓶のボトル製剤

【一般廃棄物】

- ・ エンシュアの缶

一般家庭でもゴミとして出るものは、一般ゴミのびん・缶類へ廃棄する。



- ・ 使用済のおむつ

使用済みのおむつは、汚物処理室の「おむつ」へ廃棄する。

※感染症はビニール袋に密閉し感染性廃棄容器へ廃棄する。

